説

1 元治元年九月 御触帳

メートル、丁数は二一九(すべて墨付)の横帳 「御触帳」は、 縦一四・八センチメートル、横四〇・五センチ

安定な江戸の状況を物語る多くの法令が収録されている。 くは要約の記載がみられるが、幕末期における政局および世情の不 去における鳴物停止の通知など町触の全文ではなく、その一部もし 慶応改元の書付や第二次長州戦争における進発の道筋、 月にわたる二二五件の町触が収録されている。冒頭部分のみ元治 本帳には元治元年(一八六四)九月から慶応二年(一八六六)九 将軍家茂薨

を町々に通達している(1-5)。 幕府に恭順する。その際に幕府は江戸藩邸を取り上げ、 ている(1-51)。また、十四日には麻布日ヶ窪にある長門府中藩 日には藩邸で所持していた紙・蠟燭を町々へ払い下げる旨を通達し (藩主毛利左京亮)の上屋敷の家財も、 元治元年七月に第一次長州戦争がはじまり、同年十月に長州藩は 入札による払い下げとなる旨 翌年二月七

町々に東海道と美濃路の通行を見合わせるよう命じている(1-五月に第二次長州戦争となる。将軍家茂の御進発の旨が通達され、 しかし、その後長州藩は藩論を幕府への抵抗に一変し、慶応元年

> が町々に通達された(1-27)。 町火消七○○名を雇い入れ芸州へ派遣する旨が伝えられている(1 歩兵の募集がおこなわれている(1-81)。また、同月二十八日には いる(1-10)。翌年の六月には戦闘が開始され、その翌月江戸では 69)。六月には、進発に際して町奉行所より上納金の通達がなされて 一ヶ月以上遅れて薨去の旨が触れられ、 -95)。しかし、七月二十日将軍家茂は大坂城内にて薨去。江戸では ―20)。あわせて八月二十日より徳川慶喜が宗家を相続する旨 市中は鳴物停止となった

153 170 引に支障をきたし、その後も幕府は歩増銭の通用を命じている(1 85、89)。しかし、こうした銭貨の通用は江戸ではゆきとどかず、 銭・文久銭・銅小銭の歩増をおこなう旨を幕府は命じている(1― する銭貨も払底し、慶応元年閏五月これまでに通用していた真鍮 ように江戸の町々に通達している(1―60、 の売り惜しみ、買い占めがあり、元治二年三月に諸品の払底がない 戦争は物価とくに米価の暴騰をひきおこした。その背景には商 61)。また、庶民の使用 取

こなわれている(1-10)。 もとめたり(1―97)、其日稼ぎをはじめとした窮民の調査などがお れている(1-16)。その前に江戸町会所では、 応元年七月、江戸町会所による窮民へ救い米・銭の支給がおこなわ 物価高のために江戸では多くの窮民を生み出す結果となった。慶 富裕の町人に施行を

窮した町人による暴動が江戸でもみられるようになった(1-しかし、慶応二年五月、 品川宿で打ちこわしがおこり、 生活に困

なった(1―81)。17)。そして六月には町会所より困窮の者へ銭が支給されることと

かなわれている(1—19) やの取締りをおこなっており、その屯所の諸入用も町人によってまは外国人の警護にあたった別手組は、この頃には職掌を拡大して市によって、小間割で負担がなされている(1—19)。また、設置当初によって、小間割で負担がなされている(1—19)。また、設置当初のなわれている(1—19)。また、設置当初のなわれている(1—19)。

このほか、興味深い法令として、幕府が慶応三年のフランス万国博覧会へ参加するために、慶応元年十二月江戸の町人に対し、出品博覧会へ参加するために、慶応元年十二月江戸の町人に対し、出品標立る法令として、慶応二年四月幕府は学科修行または商業のため、海外渡航が許可されている(1—13)。百姓・町人であってもなら、海外渡航が許可されている(1—17)。百姓・町人であっためなら、海外渡航が許可されている(1—17)。百姓・町人であってもる「鎖国」は終わりを迎えることとなった。

を命じている。紛失品には具足、刀、脇差、鉄砲、陣羽織、鎖帷子、小袖、羽織などがみられ、武具が多いことに気付く。件数は次第に少なくなるが、紛失品に関する町触はこれ以降も続いてみられる。世情不安定を影響してか、慶応元年閏五月に子ども遊びに陣羽織を着て群をなし、手遊びの鎗、長刀、鉄砲などを所持して町々を歩くことが、赤坂・芝あたりでみられたが、幕府はこれを禁止している(1―8)。

(石山秀和

慶応二年九月「御触帳」

2

月十二日に江戸へ戻るまで、 州戦争で江戸を離れて以来、十五代将軍職を辞した慶喜が同四年正 は、 二〇九件二二二点の通達類が書き留められている。当該期の大部分 部分と開閉部には紐が付されている。本帳には、 滞在した時期にあたり、 六)九月二十日から同四年(一八六八)正月十三日までに出された メートル、丁数一九二(墨付一九〇丁)の横帳であり、帳面の背の -05)、「御上洛御留守中」(2―11・12)などの文言がみられる。 当 慶応元年(一八六五)五月に十四代将軍徳川家茂が二度目の長 「御触帳」は、 縦一四・九センチメートル、横三九・五センチ 町触の中には「御留守中にも御座候間」 将軍が江戸には存在せず京都・大坂に 慶応二年(一八六 2 慶

「御触帳」の冒頭にも同内容の記事がみられる。翌十三日の町兵の人選(2―20)については、3の慶応四年正月の喜の江戸還御(2―20)、同日の薩摩藩罪状書上(2―20)、そして

らせる通達が収録されており(2-4・9)、こうした諸物価の高騰 は、 救小屋の居留日数が五○日とされており(2-は、慶応二年九月十八日に神田佐久間町の広場に御救小屋を設置す が江戸の人びとの生活を窮迫させた要因の一つであったと考えられ 類の節約、 価格などの引き下げ令や(2-69・74・79)、 救恤を必要とする人が多く存在したことが知られる。 の段階でも、 が(2-8)、 所は非常に混雑し、 査も進められた(2-2・4・5・6・7・10・11)。この焚き出し しが本所回向院などの五ヶ所の寺院で行われ、小屋入り希望者の調 や御救小屋を設置するので、 る申渡が収録されているが(1-る事件が相次いだ。 発生したが、九月には困窮人が施しを求めて富裕者の店先に群集す 人びとに申し渡した九月二十日の通達から始まっている 慶応二年の五月末から六月頃の江戸では、度重なる打ちこわ 湯銭·髪結銭、 九月二十四日に御救小屋が完成するまでは、 及び米価・物価の高騰時における施行実施者の褒賞を知 より多くの人たちに小屋入りの機会がめぐるよう、 御救小屋の完成から約一ヶ月半が過ぎた十一月十四日 職人賃銀・商人手間賃・人足賃、 握り飯の支給対象者の入場は隔日に制限され 1の元治元年 (一八六四) 九月の「御触留」に これ以上騒ぎを起こさないよう江戸 225、当「御触帳」は、 紙値段の高騰による紙 33 握り飯の焚き出 当時の江戸には そして日用品 「御触帳」に 焚き出し所 2

> 通達 吐いたり瓦礫を投げつける行為は跡を絶たず(2-5)、外国人が護 たり(2-89・96)、 は決して外国人に手出しをしないよう繰り返し通達が出されるなど 身のための発砲を認められたことを受けて、江戸の人びとに対して 国人に接する機会も増えていた。しかし、 国人への家作の貸渡が認められるなど(2-16)、江戸の人びとが外 日常生活の中でも、 ており(2-8・17)、外国との交流が始まった状況が読みとれる。 (2-51)、そして外国人との商売や取引を奨励する通達が出され (2-06・08)、外国人をめぐる緊張した状況がうかがえる の時期には、 (2-15・11)、外国製品の製法伝習希望者を取り調べる通 学科修業や商売による海外渡航の手続きに関する 外国人の芝居小屋や料理茶屋への出入が許され 外国人居留地に決定した築地の鉄炮洲付近で外 通行中の外国人に暴言を

おり、 21 . 157 14)、歩兵・兵卒や彼らと似た者が、無銭飲食などの問題を起こす始 はじめとする町内の強壮者から町兵を取り立てるなどの対策を行 所の三廻り(定廻り・隠密廻り・臨時廻り)には助役を付けて 末であった(2-35・36)。幕府は、 (2-3・13)、大名家に江戸の巡邏を命じ (2-15・19)、 こうした世相を反映した当時の江戸では、 2 151 203 窃盗・強盗や抜刀した者による騒動が頻発し(2-56 158 三廻りによる江戸の巡回や町奉行所への犯罪 205 208 当「御触帳」には、 歩兵組や撒兵隊などのほかにも 治安が極めて悪化して こうした市中取締対 185 町火消人足を 町 93 奉行

194・20・20・20・20)。

があふれ、治安の悪化が深刻な問題となっていただけに、 に触出)であったが(2-8)、慶応三年頃の江戸は、 54 されたことが注目される(2-4・5・5)。火災で類焼した場所な に、 唱えていないか、 間中に稼業を休まなければならない大工・職人・芸人などが苦情を どにおける必要最低限の普請が解禁となったのは二月五日 皇没後の慶応三年正月四日以降の江戸の町で、普請や鳴り物が停止 な出来事の一つとして知られているが、当 した。これらの将軍と天皇の代替わりは、幕末政治史の中では大き 五代将軍に就任したが (2-61)、そして鳴り物全般の解禁日は四月十七日 4)、翌三年正月九日には、孝明天皇の後を受けて、明治天皇が践祚 なお慶応二年十二月五日には、徳川家茂の後を受けて、慶喜が十 町奉行所は神経を尖らせていた(2-4)。 天皇の代替わりは 普請全般は同十五日 生活に窮迫した人たちが騒動を起こしていないか (関連記事2-3・9・23・27・ (2-8)、芸人による鳴り物は同十九日 「御触帳」では、孝明天 (京都では八日 町中に困窮人 上記の期 38 2 43

響を与えたことがうかがえる。幕末の政治史だけではなく、江戸の人びとの生活にも少なからぬ影

(髙山慶子)

3 慶応四年「御触帳」

部に紐が付されている。メートル、丁数は二三五丁(すべて墨付)の横帳。帳面の背と開閉メートル、丁数は二三五丁(すべて墨付)の横帳。帳面の背と開閉当「御触帳」は、縦一五・○センチメートル、横三九・五センチ

て飜刻済みである。 て飜刻済みである。 て飜刻済みである。。 で飜刻済みである。。 で飜刻済みである。。 に翻憶し、慶応四年(一八六八)正月十二日から同年七月二十 に翻り、一丁目文書中の「慶応四年戊辰八月吉日」の表紙のある にった。 にった。

月と較べると、かなり短くなっている。触帳」の約二年、2の「慶応丙寅九月吉日」の「御触帳」の約一年四箇当帳の収載期間は約六箇月で、1の「元治元子年九月より」の「御

大坂から海路江戸に戻ったという慶応四年正月十二日付の触(3番き出しは、鳥羽伏見の戦いで敗れた十五代将軍徳川慶喜が急遽

避され くは、 これは江戸の住民の強い要望でもあった。本帳に収められた触の多 ど)。この時期の東征軍の最大の課題は、江戸の混乱の収拾であり、 は、三月十四日の旧幕臣勝海舟と東征軍参謀西郷隆盛との会談で回 戸の住民にも恭順を要請した(3-8など)。 旧幕側は、主戦論を斥け、慶喜の謹慎を軸とする恭順策をとり、 もと、諸方面から東征軍を江戸に差し向けた(3―57)。これに対 る旧政権の所在地江戸の住民に出された触が書き留められている。 ものにするため、 1) である。 鳥羽伏見の戦いで勝利を収めた維新政府は、 治安と秩序の回復に関するものとなっている。 3 76 , 以後半年にわたり、政権交代の真っ只中、混沌とす 徳川慶喜や旧幕勢力を討伐するという強硬方針 江戸は東征軍が占領することとなった(3-7な 新旧勢力の正面衝突 政権基盤を確固たる 江

一方、これまで江戸を支配していた徳川将軍家は、田安亀之助(徳し、町奉行所を廃して市政裁判所を設けた(3―15・15・16)。した彰義隊を武力鎮圧した維新政府は、同十九日江戸に鎮台を設置五月十五日、維新政府にあくまでも反抗していた旧幕臣を中心と

177)。

177)。

177)。

る 触の記載の最後に「右の通 年戊辰八月吉日」の「御触帳」の初めの部分に収載されている。この かれ、 までに十三日以上(慶応四年七月は小の月)かかったことがわか 年寄役所」となっているので、七月十七日付の詔書が住民に伝わる 可相触候」とあり日付が「辰 ない。東京府発足の触書の記載は、本帳から繋がる前述の なった。本帳の記載は、東京府誕生後の七月二十八日付の蚕種并生 糸所の移転触まである(3-20)が、 七月十七日には詔書により、鎮台が廃止され、新たに鎮将府が置 江戸府は東京府と改められ、 御書付出候間、 (慶応四年)八月朔日」、差出しが 府務は市政裁判所で行うことに 鎮将府設置の触は含まれてい 町中不洩様、 入念早々 慶応四 町町

そそるものを記す。 大事や手続の変更等の触書が多くなっている。これらのうち興味を上部機関である町奉行所と、それを受け継いだ市政裁判所に関する秩序と治安の回復に関するものが三分の一ほどを占める。ついで、

古に関する(3―15)触書が散見できる。とや、取り立ての趣旨の確認(3―16)町名主の役割(3―14)、稽がある。本帳では、町兵取立てのため強壮の者を選ぶ(3―3)こまず、慶応二年の「御触帳」にも出てくる「町兵」に関する事柄

れている(3―3)。 くなっているが、時代を反映してか、舶来と思われる時計が手配さくなっているが、時代を反映してか、舶来と思われる時計が手配さ配品を見ると刀(3―8・5・21)と衣類(3―17・28・38)が多れている(3―9)。

法は採り入れるという姿勢が反映していて興味深い。(3―17)。維新政府が民衆掌握のため、旧政権の施策であっても良生業を安」んじるため、月番の市政裁判所に目安箱が置かれているまた東京府設置直後の七月十八日付で「下情貫徹、万民安堵、各また東京府設置直後の七月十八日付で「下情貫徹、万民安堵、各

十一日)を参照されたい。

中国的 を参照されたい。

本語の に、既刊の『江戸中一月)、慶応三年『御用留』(慶応二年十二月~同三年十一月)、慶応三年『御用留』(慶応二年十二月~同三年十一月)、『同 と 四谷塩町一丁目 町入用』(平成十三年三月三十一日刊)所収の元治元年「御用留」(安政五年三月~元治元年十一月)、『同日 四谷塩町一丁目 町入用』(平成十三年三月三十一日刊)所収の文久二年「町入用」(平成十三年二月)、および文人二年「町入用押切帳」(文久二年十二月~同三年十一月)、『同日刊)所収明治元年「日記帳」(慶応四年正月元日~明治元年十一月)、『同日刊)所収明治元年「日記帳」(慶応四年正月元日~明治元年十一月)、『日刊)の元治元年「日記帳」(慶応四年正月元日~明治元年十一月)、『日刊)の記述といる。「日刊)の記述には、日刊)の記述といる。「日刊)の記述といる。「日刊)の記述といる。「日刊)の記述といる。「日刊)の記述といる。「日刊)の記述といる。「日刊)の記述といる。「日刊)の記述といる。「日刊)の記述といる。「日刊)の記述は、日刊)の記述には、日刊)の記述といる。「日刊)の記述には、日刊)の記述は、日刊)の

なお、本巻所収の触書のうち慶応四年五月二十二日付の江戸鎮台

五年三月二十日刊)の底本となっている。町触集成』第十八巻(平成十四年十月二十日刊)、第十九巻(平成十設置の通達(3―15)までは、近世史料研究会編、塙書房刊『江戸

(近松鴻二)